

太田川ダム濁水対策検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「太田川ダム濁水対策検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、静岡県が太田川ダムの濁水対策を検討するにあたり、地元関係者等の意見を聴取し、学識経験者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる会員により構成する。

- 2 検討会の会長は、会員の中から選任する。
- 3 関係機関、行政関係は職をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長は会員を招集し、会務を統括し、会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、平成29年3月末までとする。

(情報公開)

第6条 検討会は、原則として公開とし、検討会の議事要旨は各会員に確認のうえ袋井土木事務所のホームページに掲載する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、袋井土木事務所河川改良課、及び河川砂防局河川企画課に置く。

- 2 事務局は、下記の事務を行う。
 - (1) 会議の開催に関すること。
 - (2) 会議の記録に関すること。
 - (3) その他検討会の運営に必要な事務に関すること。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成27年 8月 4日から施行する。

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

この要綱は、平成28年 2月18日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 日から施行する。

別表 1

	氏名	所属
学識経験者	天野 邦彦	(一財)水源地環境センター 水源地環境技術研究所 研究第3部 部長
	杉野 孝雄	遠州自然研究会 会長
	松尾 直規	中部大学 工学部 教授
	山田 辰美	常葉大学 社会環境学部 教授
地元代表者	竹下 太可史	天方地区連絡協議会 会長
	小倉 芳雄	鍛冶島町内会長
	朝田 秀之	亀久保町内会長
関係機関	山本 俊康	太田川漁業協同組合 組合長
	甚沢 万之助	森町森林組合 組合長
	井浦 伸幸	アクティ森 支配人
	西谷 誠	静岡県企業局 理事
行政関係者	太田 康雄	森町 町長
	長縄 知行	静岡県 交通基盤部 河川砂防局 局長
	戸塚 佳寿好	静岡県 袋井土木事務所 所長
事務局	静岡県 袋井土木事務所 河川改良課	
	静岡県 交通基盤部 河川企画課	